

「相続手続き」完全ガイド: 初めてでも迷わない全ステップと必要書類チェックリスト



相続が発生した際に必要となる手続きは多岐にわたり、期限も様々で複雑です。この記事では、相続手続きの全体像から具体的な進め方、必要書類、各種名義変更、相続税申告まで、初めて相続を経験する方でも迷わず進められるよう順序立てて解説します。適切な時期に適切な手続きを行うことで、相続人間のトラブルを防ぎ、スムーズな相続手続きが実現できます。

1. 相続手続きとは何か



1.1 相続手続の基本的な定義

相続手続とは、被相続人(亡くなった方)の財産や権利義務を相続人が引き継ぐために必要な一連の法的手続のことです。民法で定められた制度に基づき、故人の遺した財産を適切に承継し、社会的な関係を整理するために行われます。

相続手続は単一の手続ではなく、戸籍調査から始まり、財産調査、遺産分割、名義変更、税務申告までを含む複数の手続の総称です。これらの手続は相互に関連しており、適切な順序で進める必要があります。

相続手続の主な目的は以下の通りです：

目的

具体的な内容

財産の承継

不動産、預貯金、株式等の名義を相続人に変更

債務の処理

借金や未払い金等の債務の承継または放棄

税務処理

相続税の申告・納付、準確定申告の実施

法的関係の整理

相続人の確定、遺産分割協議の実施

1.2 相続手続が必要になるタイミング

相続手続は被相続人の死亡と同時に開始されます。死亡届の提出から始まり、各種手続には法定期限が設けられているため、速やかな対応が求められます。

具体的な手続開始のタイミングは以下の通りです：

期限	必要な手続	詳細
死亡から3ヶ月以内	相続放棄・限定承認	家庭裁判所での手続、相続財産の調査完了が前提
死亡から4ヶ月以内	準確定申告	被相続人の所得税申告、税務署への提出
死亡から10ヶ月以内	相続税申告	遺産総額が基礎控除を超える場合に必要

ただし、相続人が相続の事実を知った翌日から期限が開始(例外もあり)するため、死亡を知らなかった場合は、知った翌日から起算されます。また、遺言書の発見や新たな相続人の判明など、状況の変化により手続が必要になる場合もあります。

1.3 相続手続を怠った場合のリスク

相続手続を適切に行わない場合、法的・経済的な重大なリスクが発生します。これらのリスクは時間の経過とともに拡大し、解決がより困難になる傾向があります。

主なリスクとその影響は以下の通りです：

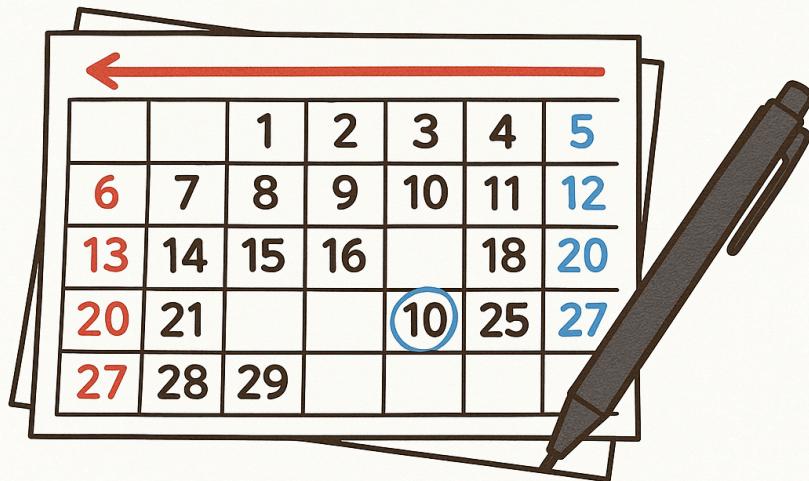
リスクの種類	具体的な影響	発生する問題
期限経過によるペナルティ	相続税の延滞税・無申告加算税	本来の税額に加えて最大20%の加算税
権利関係の複雑化	相続人の死亡による数次相続	関係者の増加、合意形成の困難
財産の凍結継続	銀行口座の凍結、不動産売却不可	生活資金の確保困難、維持費の負担継続
法的紛争のリスク	相続人間での争いの発生	家庭裁判所での調停・審判、弁護士費用

相続放棄の期限(3ヶ月)を過ぎると単純承認とみなされ、借金等のマイナス財産も含めてすべてを相続することになります。また、相続税の申告期限を過ぎると、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例が使用できなくなり、大幅な税負担増加となる可能性があります。

さらに、不動産の相続登記を怠った場合、2024年4月から施行された法改正により10万円以下の過料が科される可能性があるため、早期の対応が重要です。

2. 相続手続の全体的な流れとスケジュール

相続手続きのスケジュール



相続手続きは、被相続人の死亡とともに開始され、様々な手続きにはそれぞれ法定期限が定められています。期限を過ぎると不利益を被る可能性があるため、全体的なスケジュールを把握することが重要です。以下、時系列に沿って必要な手続きを整理します。

期限	主要な手続き	担当機関	備考
3ヶ月以内	相続の限定承認・放棄	家庭裁判所	選択が必要(単純承認の場合は、家庭裁判所への申述不要)
4ヶ月以内	準確定申告	税務署	所得がある場合
10ヶ月以内	相続税申告・納税	税務署	課税対象がある場合

2.1 死亡から3ヶ月以内に行う相続手続

相続開始を知った時から3ヶ月以内に、相続の単純承認・放棄・限定承認のいずれかを選択しなければなりません。この期間を「熟慮期間」と呼び、何も手続きを行わないと自動的に単純承認となります。

2.1.1 相続財産の調査

適切な判断を下すため、この期間中に相続財産の全容を把握する必要があります：

- プラスの財産(不動産、預貯金、株式等)の調査
- マイナスの財産(借金、未払金等)の調査
- 財産目録の作成

2.1.2 遺言書の確認

遺言書の存在確認も重要な作業です：

- 自筆証書遺言の探索
- 公正証書遺言の有無確認(公証役場での照会)
- 法務局での自筆証書遺言保管制度の利用確認

2.1.3 相続人の確定

戸籍謄本等を取得し、法定相続人を確定させる作業も並行して進めます：

- 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等取得
- 相続人全員の戸籍謄本取得
- 相続関係説明図の作成
-

2.2 死亡から4ヶ月以内に行う手続

被相続人に所得があった場合、準確定申告を4ヶ月以内に行う義務があります。これは被相続人の最終年度の所得税申告を相続人が代理で行うものです。

2.2.1 準確定申告が必要なケース

- 個人事業主だった場合
- 給与所得者で年収2,000万円超の場合
- 給与以外の所得が20万円超の場合
- 2箇所以上から給与を受けていた場合

- 不動産所得や株式譲渡所得があった場合

2.2.2 準確定申告の手続き

準確定申告書には「準確定」と記載し、相続人全員の署名・押印が必要です。申告により還付金が発生する場合は、相続財産として扱われます。

2.3 死亡から10ヶ月以内に行う相続手続

相続税の基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)を超える相続財産がある場合、相続税の申告・納税を10ヶ月以内に行う必要があります。

2.3.1 相続税申告前の準備

申告期限までに以下の作業を完了させる必要があります：

- 遺産分割協議の完了
- 遺産分割協議書の作成
- 財産評価額の確定
- 各種特例の適用検討

2.3.2 相続税の計算と特例

相続税額の計算では、以下の特例や控除の適用を検討します：

- 配偶者の税額軽減
- 小規模宅地等の特例
- 未成年者控除
- 障害者控除
- 相次相続控除

2.3.3 納税方法

相続税の納付は原則として現金一括納付ですが、困難な場合は以下の方法も利用可能です：

- 延納(年賦による分割納付)
- 物納(不動産等による納付)

2.4 その他の期限のない手続

法定期限はないものの、速やかに行うべき手続きも多数存在します。これらの手続きを放置すると、相続人に不利益が生じる可能性があります。

2.4.1 名義変更手続き

各種財産の名義変更には法定期限はありませんが、早期に実施することが重要です：

財産の種類	手続き	主な必要書類	注意点
不動産	法務局	登記申請書、戸籍謄本等若しくは法定相続情報一覧図、遺産分割協議書、印鑑証明書	2024年4月より義務化
銀行預金	各金融機関	戸籍謄本等若しくは法定相続情報一覧図、遺産分割協議書、印鑑証明書	凍結解除が必要
株式・投資信託	証券会社	戸籍謄本等若しくは法定相続情報一覧図、遺産分割協議書、印鑑証明書	口座開設が必要な場合あり
自動車	陸運支局	戸籍謄本等若しくは法定相続情報一覧図、遺産分割協議書、車庫証明、印鑑証明書	一時抹消の選択肢もあり

3. 相続人の確定方法



相続手続を進める上で最初に行う重要な作業が相続人の確定です。相続人を正確に把握しなければ、その後の遺産分割協議や各種手続が無効になる可能性があります。法定相続人の範囲を理解し、戸籍謄本を用いて漏れなく調査することが必要です。

3.1 法定相続人の範囲と順位

民法で定められた法定相続人には明確な順位があり、この順位に従って相続権が発生します。配偶者は常に相続人となります。他の相続人には優先順位が設かれています。

3.1.1 法定相続人の順位と相続分

順位	相続人	配偶者の相続分	その他相続人の相続分
第1順位	子(直系卑属)	1/2	1/2(子が複数の場合は均等割)

第1順位 子(直系卑属) 1/2 1/2(子が複数の場合は均等割)

第2順位	父母(直系尊属)	2/3	1/3(両親健在の場合は各1/6)
------	----------	-----	-------------------

第3順位	兄弟姉妹	3/4	1/4(複数の場合は均等割)
------	------	-----	----------------

3.1.2 代襲相続の仕組み

代襲相続は、本来相続人となるべき人が被相続人より先に亡くなっている場合に、その子が代わって相続する制度です。第1順位の子が死亡している場合は孫が、第3順位の兄弟姉妹が死亡している場合は甥・姪が代襲相続人となります。ただし、第2順位の直系尊属には代襲相続は発生しません。

養子についても実子と同様の相続権を持ちますが、養子縁組前に生まれた養子の子は代襲相続人とはなりません。また、離婚した元配偶者は相続権を失いますが、その間に生まれた子は相続人としての地位を保持します。

3.2 戸籍謄本等による相続人調査の進め方

相続人の確定には、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等の収集が不可欠です。この作業により、認知した子や養子縁組の有無、離婚歴なども明らかになります。

3.2.1 必要な戸籍等の種類

書類名	取得目的	注意点
除籍謄本	被相続人の死亡事実の確認	最新の本籍地で取得
改製原戸籍謄本	戸籍制度改正前の記録確認	複数回の改製に注意
相続人の戸籍謄本	相続人の生存確認	3ヶ月以内の最新のものを取得

3.2.2 戸籍収集の具体的手順

戸籍収集は被相続人の最後の本籍地から遡って行います。まず死亡時の除籍謄本を取得し、そこに記載されている従前戸籍を順次取得していきます。転籍や分籍により本籍地が変わっている場合は、それぞれの市区町村で戸籍謄本等を取得する必要があります。

戸籍の読み取りには専門知識が必要な場合があります。特に明治・大正時代の戸籍は手書きで記載されており、判読が困難な場合があります。また、戦災により戸籍が滅失している場合は、戸籍に記載できない事情を証する書面(受理証明書など)の提出が求められることがあります。

3.2.3 相続関係説明図の作成

収集した戸籍謄本をもとに相続関係説明図を作成します。この図表により相続人の関係を視覚的に整理でき、後の手続で活用できます。図には被相続人を中心として、相続人全員の氏名、生年月日、続柄、住所を記載します。

3.3 相続人が見つからない場合の対処法

戸籍調査により相続人の存在は確認できたものの、所在が不明な場合や連絡が取れない場合の対処法について説明します。

3.3.1 所在調査の方法

相続人の所在が不明な場合は、住民票の附票や戸籍の附票を取得して現住所を調査します。それでも所在が判明しない場合は、以下の方法を検討します。

- 職権消除された住民票がある場合の前住所地での聞き取り
- 勤務先や関係者への連絡
- 社会保険事務所での記録照会
- 探偵事務所等への調査依頼

3.3.2 不在者財産管理人の選任

相続人が行方不明で生死も不明な場合は、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立てます。管理人は不在者に代わって遺産分割協議に参加できます。申立てには以下の書類が必要です。

- 不在者財産管理人選任申立書
- 不在者の戸籍謄本
- 不在者の戸籍附票または住民票の除票
- 財産管理人候補者の住民票または戸籍附票

- 不在者の財産に関する資料

3.3.3 失踪宣告の申立て

相続人が7年以上生死不明の場合(普通失踪)または戦争・災害等により1年以上生死不明の場合(特別失踪)は、失踪宣告の申立てを検討します。失踪宣告により法律上の死亡とみなされ、その時点で相続が開始します。

3.3.4 相続人が外国に居住している場合

相続人が海外に居住している場合は、領事館で在留証明書や署名証明書を取得します。これらの書類は日本の印鑑証明書に代わるものとして使用されます。時差や郵送期間を考慮して、余裕をもって手続を進めることが重要です。

また、相続人が外国籍の場合は、その国の法律により相続に関する権利義務が制限される場合があるため、国際私法に詳しい専門家への相談が推奨されます。

4. 遺言書の確認と検認手続



相続手続において、遺言書の有無を確認することは非常に重要です。遺言書が存在する場合、原則として遺言の内容に従って相続を進めることになるため、相続手続の初期段階で必ず遺言書の有無を調査する必要があります。遺言書の種類によって確認方法や必要な手続きが異なるため、適切な対応を行うことが求められます。

4.1 遺言書の種類と特徴

民法で定められている遺言書には、主に以下の3つの種類があります。それぞれの特徴と相続手続における取り扱いについて理解しておく必要があります。

遺言書の種類	作成方法	検認の要否	特徴
--------	------	-------	----

自筆証書遺言	遺言者が自筆で作成	必要(法務局保管は不要)	費用がかからず手軽だが、方式不備のリスクあり
公正証書遺言	公証人が作成	不要	最も確実で安全、偽造・変造の心配なし
秘密証書遺言	遺言者作成後公証人が封印	必要	内容を秘密にできるが手続きが複雑

公正証書遺言以外の遺言書は家庭裁判所での検認手続きが必要となります。ただし、令和2年7月から開始された法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用した場合は、検認手続きが不要となります。

4.1.1 自筆証書遺言の要件

自筆証書遺言が有効となるためには、以下の要件を満たしている必要があります。

- 遺言者が自筆で本文を記載していること
- 日付を自筆で記載していること
- 氏名を自筆で記載していること
- 印鑑が押印されていること
- 財産目録については自筆でなくても可(パソコン作成等も可能、ただし各頁に署名押印が必要)

4.1.2 公正証書遺言の要件

公正証書遺言は、以下の要件を満たして作成されます。

- 証人2人以上の立会いがあること
- 遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授すること
- 公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせること
- 遺言者及び証人が筆記の正確なことを承認し、各自署名押印すること
- 公証人が法定の方式に従って作成した旨を付記し、署名押印すること

4.2 公正証書遺言の確認方法

公正証書遺言の有無を確認するためには、全国の公証役場で遺言検索システムを利用することができます。このシステムにより、平成元年以降に作成された公正証書遺言を検索することができます。

4.2.1 遺言検索の手続き

遺言検索を行うために必要な手続きは以下の通りです。

1. 請求者の確認: 遺言者の死亡後に、相続人、受遺者、遺言執行者等の利害関係人のみが請求可能
2. 必要書類の準備:
 - 遺言者の死亡を証する書面(除籍謄本等)
 - 請求者が相続人であることを証する書面(戸籍謄本等)
 - 請求者の身分証明書
 - 印鑑
3. 公証役場への申請: 全国どこの公証役場でも検索可能
4. 検索結果の確認: 遺言書が存在する場合は、作成年月日、公証人名、公証役場名等が判明

4.2.2 遺言書謄本の取得

検索により遺言書の存在が確認された場合、遺言書が作成された公証役場で謄本を取得する必要があります。謄本取得の際も、相続関係を証する書類の提出が必要となります。

手続き	費用	備考
遺言書検索	無料	平成元年以降の遺言書が対象
謄本交付	250円/枚	正本・謄本とも同額

4.3 自筆証書遺言の検認手続き

自筆証書遺言や秘密証書遺言を発見した場合、家庭裁判所での検認手続きを経なければ相続手続きに使用することができません。検認は遺言書の偽造・変造を防止するための手続きであり、遺言の有効性を判断するものではありません。

4.3.1 検認手続きの流れ

検認手続きは以下の手順で進められます。

1. 申立ての準備:
 - 遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申立て
 - 申立人は遺言書の保管者又は遺言書を発見した相続人
2. 必要書類の準備:
 - 遺言書検認申立書
 - 遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本
 - 相続人全員の戸籍謄本
 - 遺言書(封印されている場合はそのまま提出)
3. 申立て手数料: 収入印紙800円及び連絡用郵券
4. 検認期日の指定: 申立てから1~2ヶ月程度で期日が指定される
5. 検認期日の手続き: 相続人立会いのもと遺言書が開封され、内容が確認される
6. 検認済証明書の取得: 検認後、遺言書に検認済証明書を付けて返却される

4.3.2 検認手続きにおける注意点

検認手続きを行う際には、以下の点に注意が必要です。

- 封印された遺言書は家庭裁判所で開封する必要があり、勝手に開封してはいけません
- 検認を経ずに相続手続きを行うことはできません
- 検認は遺言書の有効性を保証するものではありません
- 相続人全員に検認期日の通知がされますが、出席は強制ではありません
- 検認手続きには通常1~2ヶ月程度の期間を要します

4.3.3 法務局保管制度の活用

令和2年7月から開始された法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用した場合、検認手続きが不要となります。この制度を利用するメリットは以下の通りです。

メリット

従来の自筆証書遺言

法務局保管制度

検認手続き

必要

不要

紛失・隠匿のリスク

あり

なし

方式チェック

なし

法務局で基本的チェックあり

相続人への通知

なし

あり(希望者のみ)

4.3.4 遺言書が複数存在する場合の取り扱い

複数の遺言書が発見された場合、後に作成された遺言書が前の遺言書に優先します。ただし、内容が抵触しない部分については、複数の遺言書が併存することも可能です。このような場合は、法的な判断が必要となるため、弁護士等の専門家に相談することをお勧めします。

5. 相続財産の調査と評価



相続手続において、被相続人の財産を正確に把握することは極めて重要です。相続財産には、現金や不動産などのプラスの財産だけでなく、借金や未払い金などのマイナスの財産も含まれます。相続財産の調査は相続開始から3ヶ月以内に完了させる必要があり、この期間内に相続放棄や限定承認にするか、このまま単純承認するか判断を行わなければなりません。

5.1 プラスの財産の調査方法

プラスの財産とは、被相続人が所有していた価値のある財産全般を指します。調査を効率的に進めるため、被相続人の生前の生活状況や経済活動を把握することから始めます。

5.1.1 現金・預貯金の調査

まず、被相続人の自宅内を詳細に調査し、現金や通帳、キャッシュカードの有無を確認します。遺言書が存在しない場合、金融機関への照会は相続人全員の同意または遺産分割協議書が必要となるため、事前に必要書類を準備しておくことが重要です。

※金融機関や支店によって必要書類が変わってくるので、ご確認ください。下の表は参考となります。

調査対象	調査方法	必要書類

銀行預金	各金融機関への残高証明書 請求	金融機関所定の申請書、死亡を 証する書面(死亡診断書、除籍 等)、被相続人と申請者の関係 がわかる戸籍謄本又は法定相 続情報一覧図、申請者の印鑑証 明書、申請者の本人確認書類
郵便貯金	ゆうちょ銀行への照会	相続確認表、現存照会申請書、 死亡を証する書面(死亡診断 書、除籍等)、戸籍謄本一式又 は法定相続情報一覧図、申請者 の本人確認書類 と修正
信用金庫・信用組 合	各機関への個別照会	金庫・組合所定の「残高証明書 発行依頼書」、死亡を証する書 面(死亡診断書、除籍等)、被相 続人と申請者の関係がわかる戸 籍謄本又は法定相続情報一覧 図、申請者の印鑑証明書、申請 者の本人確認書類

5.1.2 有価証券の調査

株式や債券などの有価証券について、証券会社や信託銀行への照会を行います。被相続人の郵便物やパソコン内のデータから証券会社の特定を試み、証券保管振替機構(ほふり)の「登録済加入者情報の開示請求」を活用することで、口座の有無を包括的に調査できます。

5.1.3 その他の財産調査

自動車、貴金属、美術品、知的財産権なども相続財産に含まれます。自動車については運輸支局で登録事項等証明書を取得し、特許権や商標権については特許庁での調査が必要です。

5.2マイナスの財産(債務)の調査方法

債務の調査は相続放棄の判断に直結するため、徹底的に行う必要があります。被相続人宛ての郵便物や請求書の確認から始め、金融機関や信用情報機関への照会を通じて隠れた債務を発見します。

5.2.1 借入金・ローンの調査

住宅ローン、自動車ローン、カードローンなどの調査を行います。個人信用情報機関（CIC、JICC、全国銀行個人信用情報センター）への情報開示請求により、被相続人の借入状況を包括的に把握できます。

5.2.2 未払い金・保証債務の確認

税金の滞納、公共料金の未払い、第三者の保証人となっている債務についても調査が必要です。市町村税務課や税務署での未納税額の確認、保証債務については契約書類の精査が重要です。

5.3 不動産の評価方法

不動産の評価は相続税計算の基礎となるため、正確な評価が求められます。評価方法は不動産の種類や用途によって異なり、相続税法に基づく評価原則に従って行います。

5.3.1 宅地の評価

宅地の評価は路線価方式または倍率方式により行います。路線価が設定されている地域では路線価×面積×補正率で計算し、路線価が設定されていない地域では固定資産税評価額に評価倍率を乗じて算出します。

評価方式	適用地域	計算方法
路線価方式	市街地的形態を形成する地域	路線価 × 面積 × 各種補正率
倍率方式	路線価が設定されていない地域	固定資産税評価額 × 評価倍率

相続人が被相続人の宅地（居住用・事業用・貸付用など）を一定条件で相続した場合、小規模宅地等の特例により、その宅地の課税価格を最大80%減額できる可能性があります。

5.3.2 建物の評価

建物は固定資産税評価額をそのまま相続税評価額として使用します。

5.3.3 農地・山林の評価

農地は農地法の制約を受けるため、純農地、中間農地、市街地周辺農地、市街地農地に区分して評価します。山林については立木の有無や土地の利用状況を考慮して評価額を算定します。

5.4 金融資産の評価と手続

金融資産の評価は相続開始日の時価により行い、各金融商品の特性に応じた評価方法を適用します。同時に名義変更手続の準備も進める必要があります。

5.4.1 預貯金の評価と手続

預貯金は相続開始日現在の残高がそのまま評価額となります。利息については、相続開始日までの経過利息も相続財産に含まれます。金融機関での手続では、遺言書が存在しない場合は相続人全員の合意書または遺産分割協議書の提出が必要となります。

5.4.2 上場株式の評価

上場株式の評価は、相続開始日の終値、相続開始月の平均価格、前月の平均価格、前々月の平均価格のうち最も低い価格を採用します。証券会社での相続手続では、相続専用口座を作つて手続きを行うか、相続人名義の口座を開設し株式の移管手続きを行つたりします。

5.4.3 投資信託・債券の評価

投資信託は相続開始日の基準価額により評価し、債券は額面金額に既経過利息を加算した価額で評価します。これらの金融商品についても、証券会社での名義変更手続が必要となります。

5.4.4 生命保険金の取扱い

生命保険金は民法上の相続財産ではありませんが、相続税法上はみなしへ相続財産として扱われます。法定相続人1人あたり500万円の非課税限度額が設けられており、相続税の節税効果が期待できます。保険会社への請求手続では、死亡診断書や受取人の身分証明書の提出が必要です。

6. 相続の承認・放棄・限定承認



相続が発生した際、相続人は被相続人の財産と債務をどのように引き継ぐかについて選択する必要があります。民法では、単純承認、相続放棄、限定承認の3つの方法が定められており、相続人は相続の開始を知った時から3ヶ月以内にいずれかを選択しなければなりません。

この期間を熟慮期間と呼び、期間内に何も手続きを行わなかった場合は自動的に単純承認したものとみなされます。適切な選択をするためには、まず相続財産と債務の全体像を把握することが重要です。

6.1 単純承認とは

単純承認とは、被相続人の財産と債務をすべて無条件で引き継ぐ相続方法です。プラスの財産もマイナスの財産も区別することなく、すべてを相続人が承継することになります。

6.1.1 単純承認の成立要件

単純承認は以下のいずれかの場合に成立します：

成立パターン

具体的な内容

明示的な承認	相続人が相続する旨を明確に意思表示した場合
法定単純承認	相続財産の処分行為を行った場合
期間経過による承認	熟慮期間内に相続放棄・限定承認の手続きを行わなかった場合

6.1.2 法定単純承認となる行為の例

以下の行為を行った場合、法定単純承認が成立し、その後の相続放棄や限定承認ができなくなります：

- 相続財産を売却する行為
- 賃貸不動産の家賃を受領する行為
- 被相続人の債務を支払う行為
- 相続財産を自己の財産と混同する行為
- 遺産分割協議に参加する行為

ただし、相続財産の保存行為や短期間の賃貸借契約の継続などは、法定単純承認にはあたらないとされています。

6.2 相続放棄の手続と注意点

相続放棄とは、相続人が被相続人の財産と債務の一切を引き継がないことを選択する制度です。債務が財産を上回る場合や、相続争いに巻き込まれたくない場合などに利用されます。

6.2.1 相続放棄の手続きの流れ

相続放棄の手続きは以下の流れで行います：

1. 家庭裁判所への申述書提出：被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に相続放棄申述書を提出
2. 必要書類の準備：戸籍謄本、住民票除票、申述人の戸籍謄本等を用意
3. 照会書への回答：家庭裁判所から送付される照会書に必要事項を記入して返送

4. 相続放棄申述受理証明書の取得: 申述が受理された後、証明書を取得

6.2.2 相続放棄の効果と注意点

相続放棄が受理されると、その相続人は初めから相続人でなかったものとみなされます。これにより、次順位の相続人が相続権を取得する可能性があります。

注意すべきポイント 詳細

次順位相続人への影響 配偶者と子が全員相続放棄すると、直系尊属や兄弟姉妹に相続権が移る

生命保険金の取得 受取人が相続人の場合、相続放棄をしても保険金は受け取れる

管理責任 相続財産の管理責任は、次の管理者が決まるまで継続する場合がある

撤回不可 一度受理された相続放棄は撤回できない

6.2.3 相続放棄ができない場合

以下の場合には相続放棄ができません:

- 熟慮期間(3ヶ月)を経過した場合
- 法定単純承認事由に該当する行為を行った場合
- 既に遺産分割協議に参加した場合
- 相続財産を隠匿・消費した場合

6.3 限定承認の手続と活用場面

限定承認とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務を弁済する責任を負う相続方法です。プラスの財産でマイナスの財産を清算し、残余がある場合のみ相続人が取得できます。

6.3.1 限定承認の手続きの特徴

限定承認には以下の特徴があります：

項目	内容
申述権者	相続人全員が共同して行う必要がある
申述期間	相続の開始を知った時から3ヶ月以内
申述先	被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所
財産目録	相続財産の目録を作成して提出する必要がある

6.3.2 限定承認が有効な場面

限定承認は以下のような場面で特に有効です：

- 債務の総額が不明な場合：将来的に多額の債務が判明する可能性がある
- 事業承継の場合：家業を継続したいが債務状況が不透明
- 不動産等を確実に取得したい場合：先買権の行使により不動産を時価で取得可能
- 相続人間で意見が分かれる場合：相続放棄は一人でもできるが、財産も取得したい意向がある

6.3.3 限定承認後の清算手続き

限定承認が受理された後は、以下の清算手続きを行う必要があります：

- 相続財産管理人の選任：基本は相続人の中から管理人を選任

2. 債権者への公告:官報に2ヶ月以上の期間を定めて債権申出の公告を掲載
3. 知れたる債権者への個別通知:判明している債権者には個別に通知
4. 債務の弁済:相続財産の範囲内で債権者に弁済
5. 残余財産の分配:債務弁済後に残った財産を相続人に分配

6.3.4 限定承認のデメリットと課税関係

限定承認には以下のデメリットもあります:

- 手続きが複雑で時間と費用がかかる
- 相続人全員の合意が必要
- 謹度所得税の課税:被相続人から相続人への財産移転で時価謹度があったものとみなされる
- 清算手続中は財産の処分に制限がある

特に税務面では、限定承認により取得した財産については、被相続人が時価で謹度したものとして所得税が課税される可能性があるため、税理士等の専門家への相談が重要です。

7. 遺産分割協議の進め方



遺産分割協議は、相続人全員が参加して被相続人の財産をどのように分けるかを話し合う重要な手続きです。遺言書がない場合や、遺言書があっても財産の一部について記載がない場合等に必要となります。

7.1 遺産分割協議書の作成方法

遺産分割協議書は、相続人全員の合意内容を文書化した重要な書類です。不動産の相続登記や金融機関での手続きにおいて必須の書類となります。

7.1.1 遺産分割協議書に記載すべき内容

記載項目	記載内容	注意点
被相続人の情報	氏名、本籍地、最後の住所、死亡年月日	除籍謄本、除票と一致させる
相続人の情報	全相続人の氏名、住所、続柄	住民票の住所と一致させる

財産の詳細	不動産の地番・家屋番号、預貯金の口座番号等	登記簿や通帳等と同じ表記にする
分割内容	誰がどの財産を相続するか	具体的かつ明確に記載する

7.1.2 作成時の注意事項

遺産分割協議書は相続人全員の実印による押印と印鑑証明書の添付が必要です。1通の協議書に全員が署名・押印する方法と、相続人の人数分作成して各自が保管する方法があります。

不動産がある場合は、登記簿謄本に記載されている通りの正確な地番や家屋番号を記載する必要があります。また、預貯金については金融機関名、支店名、口座番号を正確に記載しましょう。

7.2 法定相続分と遺産分割の関係

法定相続分は民法で定められた相続割合の基準ですが、遺産分割協議では相続人全員の合意があれば法定相続分と異なる分割も可能です。

7.2.1 法定相続分の基本パターン

相続人の組み合わせ	配偶者の相続分	その他相続人の相続分
配偶者と子	1/2	子が1/2(複数いる場合は等分)
配偶者と直系尊属	2/3	直系尊属が1/3(複数いる場合は等分)
配偶者と兄弟姉妹	3/4	兄弟姉妹が1/4(複数いる場合は等分)

7.2.2 遺産分割における考慮要素

実際の遺産分割では、以下の要素を総合的に考慮して分割内容を決定します：

- 各相続人の被相続人に対する貢献度(寄与分)
- 被相続人から生前に受けた利益(特別受益)
- 各相続人の経済状況や生活状況
- 財産の性質(分割しにくい不動産等)
- 各相続人の意向や希望

寄与分や特別受益がある場合は、単純な法定相続分ではなく、これらを考慮した具体的相続分で計算することになります。

7.3 遺産分割協議がまとまらない場合の対処法

相続人間で意見が対立し、話し合いがまとまらない場合には、段階的に解決方法を検討する必要があります。

7.3.1 家庭裁判所での調停手続

協議が難航した場合、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることができます。調停では中立的な調停委員が間に入り、当事者間の合意形成をサポートします。

調停申立に必要な書類:

- 遺産分割調停申立書
- 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等
- 相続人全員の戸籍謄本
- 相続人全員の住民票
- 遺産に関する資料(不動産登記簿謄本、預貯金通帳のコピー等)

7.3.2 調停不成立時の審判手続

調停でも合意に至らない場合は、自動的に審判手続に移行します。審判では家庭裁判所が職権で遺産分割方法を決定します。この場合、原則として法定相続分に従った分割が行われます。

7.3.3 早期解決のためのポイント

遺産分割協議を円滑に進めるためには、以下の点に注意しましょう:

- 感情的にならず、客観的な資料に基づいて話し合う
- 各相続人の立場や事情を理解し、歩み寄りの姿勢を持つ
- 必要に応じて弁護士等の専門家に相談する

- 長期化を避けるため、定期的に話し合いの場を設ける

専門家を交えることで、法的な観点から適切な解決策を見つけられる場合が多く、特に複雑な事案では早期に専門家に相談することをお勧めします。

8. 各種名義変更手続



相続が発生した際には、被相続人名義の各種財産について名義変更手続を行う必要があります。これらの手続は遺産分割協議が成立した後に行うのが一般的ですが、手続先や必要書類、期限などがそれぞれ異なるため、計画的に進めることが重要です。

8.1 不動産の相続登記手続

相続登記は**2024年4月1日**から義務化されており、相続を知った日から3年以内に手続を行わなければ10万円以下の過料が科される可能性があります。

8.1.1 相続登記の基本的な流れ

相続登記は法務局で行います。手続の基本的な流れは以下のとおりです。

ステップ

手続内容

期間目安

1	登記事項証明書の取得	1週間
2	必要書類の準備	2-3週間
3	登記申請書の作成	1週間
4	法務局への申請	1-2週間

8.1.2 相続登記に必要な書類

相続登記に必要な書類は相続のパターンによって異なりますが、共通して必要な書類は以下のとおりです。

- 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等(法定相続情報一覧図があれば省略可)
- 被相続人の住民票除票または戸籍附票
- 相続人全員の戸籍謄本(法定相続情報一覧図があれば省略可)
- 不動産を取得する相続人の住民票
- 固定資産評価証明書
- 遺産分割協議書(遺産分割を行った場合)
- 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割を行った場合)

8.1.3 相続登記の費用

相続登記にかかる費用は主に以下のとおりです。

項目	金額	備考

登録免許税	固定資産評価額の0.4%	必須
戸籍謄本等	1通450円～750円	必要通数分
住民票等	1通200円～400円	自治体により異なる
司法書士報酬	5万円～15万円	依頼する場合

8.2 銀行預金の相続手続

銀行預金の相続手続は、各金融機関で手続を行う必要があります。被相続人の死亡が銀行に知られた時点で口座は凍結されるため、速やかに手続を開始することが重要です。

8.2.1 銀行預金相続手続の基本的な流れ

1. 取引銀行への連絡と必要書類の確認
2. 相続届出書等の取得
3. 必要書類の準備
4. 銀行での手続完了
5. 預金の払戻しまたは名義変更

8.2.2 銀行預金相続手続に必要な書類

一般的に以下の書類が必要となります。

- 相続届出書(各銀行指定の用紙)（法定相続情報一覧図があれば省略可）
- 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等
- 相続人全員の戸籍謄本
- 遺産分割協議書(分割を行った場合)
- 相続人全員の印鑑証明書

- 通帳・キャッシュカード・証書等

8.2.3 相続預金の仮払い制度

2019年7月から相続預金の仮払い制度が導入され、遺産分割協議前でも一定額まで単独で払戻しを受けることが可能になりました。払戻し限度額は以下のとおりです。

払戻し限度額 = 相続開始時の預金額 × 1/3 × 法定相続分(ただし、同一金融機関で150万円まで)

8.3 証券会社での株式等の相続手続

証券会社に預けている株式や投資信託等の有価証券についても相続手続が必要です。手続の流れや必要書類は銀行預金と概ね同様ですが、証券会社ごとに手続が必要となる点に注意が必要です。

8.3.1 証券相続手続の特徴

項目	内容	注意点
口座の取扱い	相続専用口座を作成し 手続若しくは、相続人名義の口座への移管	新規口座開設が必要な場合あり
評価方法	相続開始日の時価で評価	上場株式は終値、非上場は類似業種比準価額等
手続期間	1-2ヶ月程度	証券会社により異なる
手数料	証券会社により設定	事前に確認が必要

8.3.2 特定口座の取扱い

被相続人が特定口座を開設していた場合、相続人も特定口座の開設を検討することができます。ただし、相続により取得した有価証券の取得費は被相続人の取得費を引き継ぐことになるため、税務上の取扱いについて注意が必要です。

8.4 生命保険金の請求手続

生命保険金は受取人固有の財産であり、遺産分割の対象とはなりませんが、相続税の計算上は相続財産として扱われます。

8.4.1 生命保険金請求の基本的な流れ

1. 保険会社への連絡
2. 必要書類の確認と取得
3. 保険金請求書の提出
4. 保険会社による審査
5. 保険金の支払い

8.4.2 生命保険金請求に必要な書類

書類名	取得先	備考
保険金請求書	保険会社	会社指定の用紙
保険証券	被相続人の保管書類	紛失時は再発行可能
被相続人の死亡診断書	医療機関	死因により追加書類が必要
被相続人の除籍謄本	市区町村役場	死亡の記載があるもの
受取人の戸籍謄本	市区町村役場	続柄確認のため
受取人の印鑑証明書	市区町村役場	3ヶ月以内のもの

8.4.3 生命保険金の非課税限度額

生命保険金には「500万円 × 法定相続人の数」の非課税限度額が設けられています。この限度額を超えた部分について相続税が課税されます。

8.5 自動車の名義変更手続

自動車の相続手続は運輸支局または軽自動車検査協会で行います。普通自動車と軽自動車では手続先が異なる点に注意が必要です。

8.5.1 普通自動車の相続手続

普通自動車の場合、陸運支局での移転登録手続が必要です。

手続内容	必要書類	手数料
単独相続の場合	被相続人の戸籍謄本等(法定相続上一覧図がある場合は省略可)、車庫証明書、印鑑証明書	移転登録手数料500円
遺産分割の場合	被相続人の戸籍謄本等(法定相続上一覧図がある場合は省略可)、遺産分割協議書、車庫証明書、相続人全員の印鑑証明書	移転登録手数料500円
共同相続の場合	被相続人の戸籍謄本等(法定相続上一覧図がある場合は省略可)、車検証、代表相続人の住民票	移転登録手数料500円

8.5.2 軽自動車の相続手続

軽自動車の場合は軽自動車検査協会での手続となります。普通自動車と比較して手続が簡素化されています。

8.5.3 自動車の相続手続における注意点

- 自動車税の納税義務者も変更されるため、都道府県税事務所への届出が必要

- 自動車保険(任意保険・自賠責保険)の名義変更も忘れずに行う

各種名義変更手続は相続手続の中でも重要な手続であり、期限があるものや手続が複雑なものも含まれています。計画的に進めることで、スムーズな相続手続の完了につながります。不明な点がある場合は、各手続先に事前に確認することをお勧めします。

9. 相続税の申告と納税



相続税は、被相続人から相続や遺贈によって財産を取得した場合に課される税金です。すべての相続で相続税が発生するわけではありませんが、基礎控除額を超える財産を相続した場合は、相続税の申告と納税が必要になります。

9.1 相続税の基礎控除と計算方法

相続税には基礎控除があり、相続財産の総額が基礎控除額以下であれば相続税はかかりず、申告も不要です。

9.1.1 基礎控除額の計算

基礎控除額は「3,000万円 + 600万円×法定相続人の数」で計算されます。

法定相続人の数	基礎控除額
---------	-------

1人	3,600万円
----	---------

2人	4,200万円
----	---------

3人	4,800万円
----	---------

4人	5,400万円
----	---------

5人	6,000万円
----	---------

9.1.2 相続税の計算手順

相続税の計算は以下の手順で行います。

1. 相続財産の総額から基礎控除額を差し引く
2. 課税遺産総額を法定相続分で按分する
3. 各法定相続人の取得金額に税率を適用して相続税の総額を計算する
4. 実際の相続割合に応じて各相続人の納税額を決定する
5. 各種控除を適用して最終的な納税額を確定する

9.1.3 相続税の税率

相続税は累進課税制度が採用されており、取得金額が多いほど税率が高くなります。

法定相続分に応じる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

9.2 相続税申告書の作成と提出

相続税の申告が必要な場合は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告書を提出する必要があります。

9.2.1 申告書の種類と記載内容

相続税申告書は第1表から第15表まであり、相続の状況に応じて必要な表を使用します。

- 第1表：相続税の計算書（全員必須）
- 第2表：相続税の総額の計算書
- 第4表：相続税額の加算金額の計算書
- 第5表：配偶者の税額軽減額の計算書
- 第9表：生命保険金などの明細書
- 第10表：退職手当金などの明細書
- 第11表：相続税がかかる財産の明細書
- 第13表：債務及び葬式費用の明細書
- 第14表：純資産価額に加算される贈与財産価額
- 第15表：相続財産の種類別価額表

9.2.2 申告書の提出方法と提出先

相続税申告書の提出方法は以下の通りです。

- 被相続人の住所地を所轄する税務署に提出
- 税務署への持参または郵送による提出
- e-Taxによる電子申告（税理士による代理送信）

9.2.3 必要な添付書類

申告書には以下の書類を添付する必要があります。

書類の種類

内容

戸籍謄本等

被相続人の出生から死亡まで、相続人全員の戸籍謄本

遺言書の写し

公正証書遺言、検認済みの自筆証書遺言など

遺産分割協議書の写し 相続人全員の署名・押印があるもの

印鑑登録証明書 相続人全員分(作成から3か月以内)

財産の評価証明書 不動産の固定資産評価証明書、預貯金の残高証明書など

9.3 相続税の節税対策

相続税には様々な控除制度や特例があり、適切に活用することで税負担を軽減できます。

9.3.1 配偶者の税額軽減

配偶者が相続した財産が1億6,000万円または配偶者の法定相続分相当額のどちらか多い金額までは相続税がかかりません。この特例を適用するためには、相続税の申告期限までに遺産分割が完了している必要があります。

9.3.2 小規模宅地等の特例

被相続人の居住用や事業用の宅地について、一定の要件を満たす場合に評価額を大幅に減額できる特例です。

宅地の区分	減額割合	限度面積
居住用宅地	80%	330平方メートル
事業用宅地	80%	400平方メートル
貸付事業用宅地	50%	200平方メートル

9.3.3 生命保険金の非課税枠

生命保険金には法定相続人1人につき**500万円**の非課税枠があります。この非課税枠は相続放棄をした人がいても減額されません。

9.3.4 退職手当金の非課税枠

被相続人の死亡により支給される退職手当金等についても、法定相続人1人につき**500万円**の非課税枠があります。

9.3.5 贈与税額控除

相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は相続税の対象となりますが、その際に支払った贈与税額は相続税額から控除されます。

9.3.6 未成年者控除

相続人が未成年者の場合、1年につき**10万円×20歳**になるまでの年数が控除されます。

9.3.7 障害者控除

相続人が障害者の場合、以下の控除が適用されます。

- 一般障害者：85歳に達するまでの年数1年につき10万円
- 特別障害者：85歳に達するまでの年数1年につき20万円

9.3.8 相次相続控除

10年以内に連續して相続が発生した場合、前の相続で課された相続税の一部を今回の相続税額から控除できる制度です。

これらの控除や特例を適切に活用するためには、相続税に精通した税理士への相談をお勧めします。また、生前対策として計画的な贈与や生命保険の活用なども検討することで、相続税負担を軽減することができます。

10. 相続手続に必要な書類一覧



相続手続を円滑に進めるためには、様々な書類を適切なタイミングで準備する必要があります。手続の種類によって必要な書類が異なるため、事前にチェックリストを作成して漏れがないよう準備することが重要です。

10.1 戸籍関係書類

戸籍関係書類は相続手続の基本となる最重要書類です。相続人の確定と被相続人の関係性を証明するために使用されます。

10.1.1 被相続人の戸籍謄本等

被相続人の出生から死亡まですべての戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本が必要です。これらは相続人を漏れなく特定するために欠かせない書類となります。

書類名	取得場所	手数料	有効期限
戸籍謄本(全部事項証明書)	本籍地の市区町村役場	450円	発行から3~6ヶ月

戸籍謄本(全部事項証明書) 本籍地の市区町村役場 450円 発行から3~6ヶ月

除籍謄本	本籍地の市区町村役場	750円	発行から3~6ヶ月
改製原戸籍謄本	本籍地の市区町村役場	750円	発行から3~6ヶ月

被相続人が生前に転籍を繰り返していた場合は、それぞれの市区町村から戸籍謄本等を取得する必要があります。郵送での請求も可能ですが、時間がかかるため早めの手続が推奨されます。

10.1.2 相続人全員の戸籍謄本

相続人全員の現在の戸籍謄本が必要です。被相続人の死亡日以降に発行されたもので、相続人が生存していることを証明するために使用されます。

10.1.3 住民票の除票・戸籍の附票

被相続人の最後の住所地を証明するために、住民票の除票または戸籍の附票が必要です。不動産の相続登記などで本人確認書類として使用されます。

10.2 印鑑証明書と実印

相続手続では、遺産分割協議書への押印や各種名義変更手続において、相続人の意思確認のため印鑑証明書と実印が必要となります。

10.2.1 相続人全員の印鑑証明書

相続人全員の印鑑証明書が必要で、発行から3ヶ月以内のものを使用します。住所地の市区町村役場で取得でき、手数料は通常300円程度です。

印鑑証明書は以下の書類作成時に必要となります：

- 遺産分割協議書
- 相続放棄申述書
- 不動産の相続登記申請書
- 金融機関での相続手続書類
- 自動車の名義変更手続書類

10.2.2 実印の準備

印鑑証明書に登録されている実印を使用します。相続人が実印登録をしていない場合は、事前に印鑑登録を行う必要があります。

10.3 財産関係書類

相続財産を特定し、その価値を評価するために様々な財産関係書類が必要です。財産の種類によって必要書類が大きく異なります。

10.3.1 不動産関係書類

書類名	取得場所	用途	手数料
登記事項証明書(登記簿謄本)	法務局	所有権確認・相続登記	600円
固定資産評価証明書	市区町村役場・都税事務所	相続税評価・登録免許税計算	300円程度
固定資産課税台帳	市区町村役場・都税事務所	所有不動産の特定	300円程度
公図・測量図	法務局	土地の境界確認	450円

固定資産評価証明書は相続税申告の基礎となる重要書類で、被相続人名義のすべての不動産について取得する必要があります。

10.3.2 金融資産関係書類

銀行預金、株式、投資信託などの金融資産については、以下の書類が必要です：

- 預金通帳・キャッシュカード・証書
- 残高証明書(死亡日現在)
- 取引履歴明細書(過去数年分)
- 株式・投資信託の残高報告書

- 証券会社の取引残高報告書

金融機関によって相続手続に必要な書類が異なるため、事前に各金融機関に確認することが重要です。

10.3.3 債務関係書類

相続財産には債務も含まれるため、以下の書類で債務状況を確認します：

- 借入金の残高証明書
- クレジットカードの利用明細書
- 住宅ローンの残高証明書
- 連帯保証債務の証明書類
- 未払いの税金・社会保険料の通知書

10.4 その他の必要書類

上記以外にも、相続の内容や手続の種類によって様々な書類が必要となる場合があります。

10.4.1 生命保険関係書類

被相続人が生命保険に加入していた場合：

- 生命保険証券
- 保険金請求書
- 被相続人の死亡診断書(コピー可)
- 受取人の本人確認書類
- 受取人の印鑑証明書(必要な場合あり)
- 遺産分割協議書(必要な場合あり)
- 相続人の印鑑証明書(必要な場合あり)

10.4.2 事業関係書類

被相続人が個人事業主だった場合：

- 青色申告承認申請書の控え
- 個人事業の廃業届出書

- 過去3年分の確定申告書・帳簿・決算書
- 事業用資産の明細書
- 顧客リスト・売掛買掛明細・契約書類
- 事業用口座の通帳

10.4.3 遺言書関係書類

遺言書が存在する場合：

- 自筆証書遺言(原本)
- 公正証書遺言(正本または謄本)
- 家庭裁判所での検認済証明書(自筆証書遺言の場合)

書類の準備は相続手続全体の効率化に直結するため、チェックリストを作成して計画的に進めることが大切です。不明な点がある場合は、司法書士や行政書士などの専門家に相談することをお勧めします。

11. 相続手続の費用と専門家への依頼



相続手続を進める際、自分で手続を行うか専門家に依頼するかは重要な判断となります。それぞれの費用と特徴を理解し、相続財産の規模や手続の複雑さに応じて最適な選択をすることが大切です。

11.1 自分で行う場合の費用

相続手続を自分で行う場合の費用は、主に各種証明書の取得費用と登録免許税などの法定費用が中心となります。

11.1.1 証明書等の取得費用

書類名	取得費用	備考
（例）	（例）	（例）

戸籍謄本・抄本	450円/通	相続人確定に必要
除籍謄本・改製原戸籍	750円/通	被相続人の出生から死亡まで必要
住民票・戸籍の附票	300円程度/通	市区町村により異なる
印鑑登録証明書	300円程度/通	相続人全員分必要
固定資産評価証明書	300円程度/通	不動産がある場合

11.1.2 法定費用

不動産の相続登記では登録免許税として固定資産税評価額の0.4%が必要となります。例えば、評価額2,000万円の不動産であれば8万円の登録免許税がかかります。

相続放棄の申述では家庭裁判所に収入印紙800円と郵便切手代が必要です。遺言書の検認手続では収入印紙800円と予納切手代がかかります。

11.1.3 自分で行う場合の総費用目安

一般的な相続手続を自分で行う場合の費用は、3万円から15万円程度が目安となります。ただし、不動産の評価額や相続人の数により大きく変動します。

11.2 行政書士・司法書士への依頼費用

行政書士は登記以外の相続手続全般、司法書士は相続登記や不動産がある場合の遺産分割協議書の作成を専門とし、相続手続全般をサポートします。

11.2.1 行政書士・司法書士報酬の相場

手続内容	報酬相場	詳細
------	------	----

相続登記(司法書士のみ)	5万円～10万円	不動産1筆あたり
遺産分割協議書作成	3万円～8万円	相続人数により変動
相続人調査	3万円～6万円	戸籍収集含む
相続財産調査	5万円～10万円	金融機関への照会含む
相続手続一式	15万円～30万円	遺産総額により変動

行政書士・司法書士への依頼では、報酬に加えて実費(登録免許税、証明書取得費用等)も必要となります。

11.2.2 行政書士・司法書士に依頼するメリット

行政書士・司法書士に依頼する主なメリットは以下の通りです。

- 複雑な戸籍収集を代行してもらえる
- 法的に適正な遺産分割協議書を作成できる
- 相続登記(司法書士のみ)の手続を確実に完了できる
- 書類不備によるやり直しのリスクを回避できる

11.3 弁護士への依頼費用

弁護士は相続争いの解決や複雑な法的問題への対応を専門とします。特に相続人間で争いがある場合や、遺留分侵害額請求などの法的手続が必要な場合に依頼します。

11.3.1 弁護士報酬の体系

弁護士報酬は相談料、着手金、報酬金の3つに分かれるのが一般的です。

費用項目	金額	説明
相談料	5,000円～1万円/時間	初回相談無料の事務所も多い
着手金	20万円～50万円	事件の経済的利益により決定
報酬金	経済的利益の10～16%	獲得した利益に応じて決定

11.3.2 弁護士への依頼が必要なケース

以下のような場合には弁護士への依頼を検討すべきです。

- 相続人間で遺産分割について争いがある
- 遺留分侵害額請求を行う・受けた
- 遺言の有効性に疑義がある
- 相続放棄の期間が経過している
- 遺産に事業承継が含まれる

11.4 税理士への依頼費用

税理士は相続税の申告と納税手続を専門とします。相続財産が基礎控除額を超える場合は税理士への依頼が一般的です。

11.4.1 税理士報酬の相場

税理士の報酬は遺産総額に応じて設定されることが多く、以下のような相場となっています。

遺産総額	報酬相場	備考

5,000万円未満	30万円～50万円	基本的な申告業務
5,000万円～1億円	50万円～80万円	土地評価等が複雑な場合は加算
1億円～3億円	80万円～120万円	特例適用等の検討含む
3億円以上	120万円～	個別見積もりが一般的

11.4.2 税理士への依頼メリット

税理士に依頼することで以下のメリットを得られます。

- 適正な財産評価により相続税を最小化できる
- 各種特例制度の適用を受けられる
- 税務調査のリスクを軽減できる
- 申告期限内での確実な手続完了

11.5 専門家選びのポイント

相続手続を専門家に依頼する際の選択基準について説明します。

11.5.1 専門分野による使い分け

相続手続の内容に応じて適切な専門家を選択することが重要です。

手続内容	適した専門家	選択理由
戸籍収集・遺産分割協議書作成	行政書士	不動産の有無に関わらず業務可

相続登記	司法書士	登記業務の専門家
相続税申告	税理士	税務の専門家
相続争いの解決	弁護士	法的紛争の専門家
総合的な相続コンサルティング	複数専門家との連携	ワンストップ対応

11.5.2 専門家選択の具体的基準

専門家を選ぶ際は以下の点を確認しましょう。

- 相続業務の経験年数と実績: 年間取扱件数や複雑な案件の経験
- 料金体系の明確性: 見積もりの詳細と追加費用の有無
- 対応の丁寧さ: 初回相談での説明のわかりやすさ
- 他専門家との連携体制: 必要に応じた専門家の紹介可能性
- 事務所の立地とアクセス: 相談や打ち合わせの利便性

11.5.3 セカンドオピニオンの活用

重要な判断が必要な場合は、複数の専門家から意見を聞くセカンドオピニオンを活用することをお勧めします。特に以下のような場合は複数の意見を参考にしましょう。

- 相続税額が高額になる見込みの場合
- 土地の評価額に大きな差が生じる場合
- 遺産分割の方法について複数の選択肢がある場合
- 専門家の提案内容に疑問がある場合

11.5.4 費用対効果の検討

専門家への依頼費用と得られるメリットを比較検討することが大切です。専門家に依頼することで節税効果や手続の確実性を得られる場合、費用を上回るメリットがあります。

相続財産が少額で手続が単純な場合は自分で行い、財産が多額で複雑な場合は専門家に依頼するという判断基準を持つことが重要です。また、相続人間の関係性や時間的余裕なども考慮して最適な選択をしましょう。

12. 相続手続でよくあるトラブルと対処法



相続手続きを進める際には、様々なトラブルが発生する可能性があります。事前にトラブルの種類と対処法を知っておくことで、スムーズな手続きが可能になります。ここでは、実際によく起こるトラブル事例と具体的な解決方法について詳しく解説します。

12.1 相続人間での争いが起きた場合

相続人間での争いは、相続手続きにおいて最も頻繁に発生するトラブルの一つです。感情的な対立から法的な争いまで、様々な形で現れます。

12.1.1 遺産分割で意見が対立する場合

相続人同士で遺産の分け方について意見が合わない場合、以下の段階的なアプローチで解決を図ります。

段階	手続き	期間の目安	費用
段階1	話し合	数日～数週間	無料
段階2	調停	数週間～数ヶ月	無料～手数料
段階3	裁判	数ヶ月～数年	手数料～裁判費用

第1段階	当事者間での話し合い	1~3ヶ月	無料
第2段階	家庭裁判所での調停	3~6ヶ月	収入印紙1,200円+郵便切手代
第3段階	家庭裁判所での審判	6ヶ月~1年	調停費用+追加費用

調停では中立な調停委員が間に入り、合意形成をサポートします。調停が不成立の場合は審判に移行し、裁判官が法定相続分を基準として分割方法を決定します。

12.1.2 相続人の一部と連絡が取れない場合

相続人の中に連絡が取れない人がいる場合の対処法:

- 住民票や戸籍の附票を取得して現住所を調査
- 親族や知人を通じて連絡を試みる
- 内容証明郵便で意思確認を行う
- 家庭裁判所に不在者財産管理人選任の申立てを検討

不在者財産管理人が選任された場合、管理人が当該相続人に代わって遺産分割協議に参加することができます。

12.1.3 相続人が認知症などで判断能力がない場合

認知症や精神的な病気により判断能力が不十分な相続人がいる場合、成年後見制度を利用する必要があります。家庭裁判所に成年後見人選任の申立てを行い、選任された後見人が遺産分割協議に参加します。

12.2 必要書類が取得できない場合

相続手続きには多くの書類が必要ですが、書類の取得が困難な場合があります。それぞれの状況に応じた対処法を説明します。

12.2.1 古い戸籍謄本が取得できない場合

戦災や災害により戸籍が滅失している場合の対処法:

- 本籍地の市区町村役場で戸籍滅失証明書を取得
- 他の親族の戸籍から関係性を証明
- 除籍謄本や改製原戸籍で代用できる場合は活用
- 必要に応じて上申書を作成

戸籍滅失証明書は、戸籍が天災等により滅失したことを証明する公的書類です。この証明書があることで、滅失した戸籍に代わる証明として使用できる場合があります。

12.2.2 印鑑証明書の有効期限切れ

金融機関や法務局での手続きでは、印鑑証明書に有効期限が設けられている場合があります：

手続き先	有効期限	対処法
法務局(相続登記)	3ヶ月以内が一般的	新しい印鑑証明書を取得
銀行	6ヶ月以内が一般的	各金融機関に確認の上、再取得
証券会社	6ヶ月以内が一般的	各証券会社の規定に従い再取得

12.2.3 被相続人の通帳やキャッシュカードが見つからない場合

金融機関での相続手続きで通帳等が必要な場合の対処法：

- 金融機関に事情を説明し、通帳・キャッシュカードなしでの手続きを相談
- 残高証明書の発行を依頼
- 取引履歴の開示請求を行う

12.3 期限に間に合わない場合の対処法

相続手続きには様々な期限が設けられており、期限を過ぎてしまった場合の対処法を理解しておくことが重要です。

12.3.1 相続放棄の期限(3ヶ月)を過ぎた場合

相続放棄の期限である3ヶ月を過ぎてしまった場合でも、一定の条件下では期限の伸長や後からの放棄が認められる場合があります：

- 相続財産の存在を知らなかった場合：知った時から3ヶ月以内であれば放棄可能
- 家庭裁判所に期限伸長の申立て：やむを得ない事情がある場合
- 債務の存在を後から知った場合：知った時点から3ヶ月以内

ただし、相続財産の一部でも処分した場合は単純承認とみなされ、放棄ができなくなるため注意が必要です。

12.3.2 相続税申告の期限(10ヶ月)を過ぎた場合

相続税の申告期限を過ぎた場合のペナルティと対処法：

ペナルティの種類	税率	対処法
無申告加算税	15%～20%	速やかに期限後申告を行う
延滞税	年2.4%～8.7%	納税額を早期に納付
重加算税	通常35%	税理士に相談し適切な対応

期限後申告でも各種特例(配偶者控除、小規模宅地等の特例など)は原則として適用されませんが、正当な理由がある場合は特例適用が認められる可能性があります。

12.3.3 相続登記の義務化への対応

2024年4月から相続登記が義務化されており、相続を知った日から3年以内に登記を行う必要があります。期限を過ぎると10万円以下の過料が科される可能性があります。

対処法：

- 速やかに司法書士に相談
- 相続人申告登記制度の活用(暫定的な対応)

- 遺産分割協議が整わない場合でも法定相続分での登記を検討

相続手続きでトラブルが発生した場合は、早期に専門家に相談することが重要です。トラブルが複雑化する前に適切な対処を行うことで、時間と費用を節約し、円滑な相続手続きを実現できます。

13. まとめ

相続手続は死亡届の提出から相続税申告まで複数の期限が設けられており、計画的な進行が重要です。相続人の確定、財産調査、遺産分割協議、各種名義変更など多岐にわたる手続が必要となります。期限を守れない場合は法的なリスクが生じるため、早期の着手が肝心です。複雑な手続については専門家への相談を検討し、適切なサポートを受けることで円滑な相続手続の完了を目指しましょう。